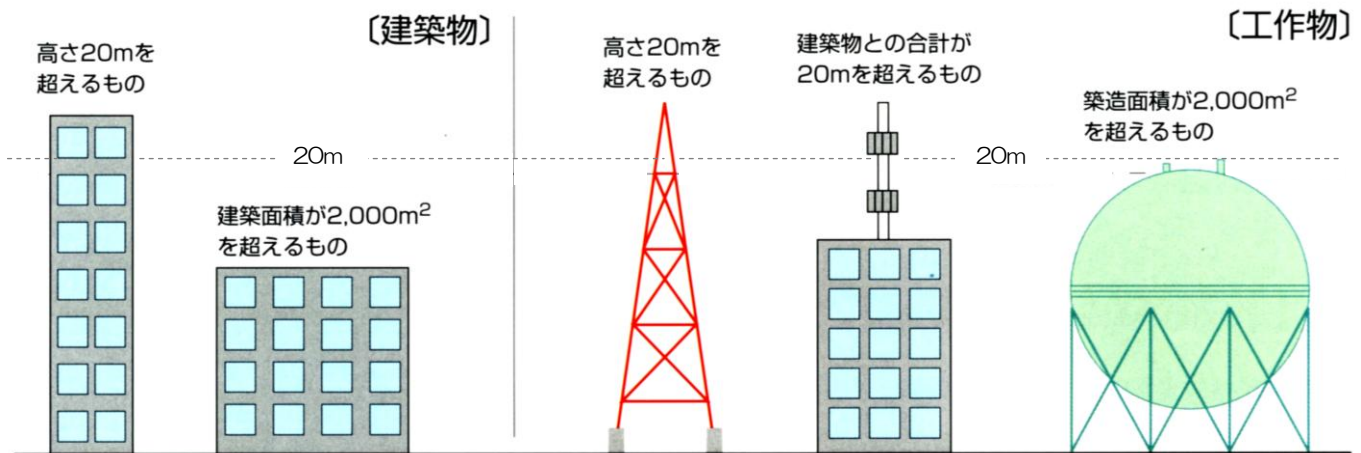


## ●届出の対象となる行為等

	届出の対象となる行為	届出の対象となる規模	
		道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸（一般区域）	歴史軸（重点区域）
建築物		高さが20mを超えるもの又は建築面積が2,000㎡を超えるもの	すべての建築物
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等 垣、さくその他これらに類する工作物等
		高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	
適用除外規定	湾岸軸では、建築物の増築のうち、道路境界線から10mを超える位置において、増築部分の高さが10m以内で、建築面積が500㎡以内かつ増築前の建築面積の1/10以内の場合は、届出の対象としない。		



※マンションの屋上などに新たに設置する携帯電話のアンテナなどの小規模な工作物の増築（建築基準法施行令第138条各項に示されたもの以外）については届出対象外とします。

## ●景観計画に基づく届出の流れ

建築行為等に着手する30日前までに、景観計画区域行為届出書を提出してください。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、次の届出フローにかかわらず、できるだけ早い段階からのご相談をお願いします。

